

齋藤純子『イギリス会計基準設定の研究』同文館出版, 2006年3月.

The Department of Trade and Industry in the United Kingdom, Guidance on the changes to the Directors' Report requirements in the Companies Act 1985 April and December 2005, London, Feb. 2005

The Department of Trade and Industry in the United Kingdom, Guidance on the changes to the Directors' Report requirements in the Companies Act 1985 April and December 2005", London, Feb. 2005.

CSR Academy, Competency Framework, U.K., 2004.

The Benchmark Index , Social Responsibility Questionnaire, U.K., 2004.

<オランダ>

松村弓彦編著『オランダ環境法』国際比較環境法センター, 2004 年.

「環境計算書法リスト掲載事業の環境計算書作成義務に関する通達 (Bekendtgørelse om visse listevirksomheders pligt til at udarbejde grønt regnskab)

<スウェーデン>

Foreløpig Norsk RegnskapsStandard Årsberetning (November 1999)

Progress review – December 2006 Compendium of actions by European Commission”, Dec.2006.

<デンマーク>

Copenhagen Centre, Globalisation, governance and sustainable business, Copenhagen, 2000.

Bekendtgørelse om visse listevirksomheders pligt til at udarbejde grønt regnskab

<ドイツ>

川口八州雄編著『会計制度の統合戦略』森山書店, 2005年7月.

Federal Cabinet, The Perspectives for Germany – Our Strategy for Sustainable Development, Apr. 2002.

<米国>

ガイ P.ランダー『SOX法とは何か 米国企業改革法からCSR、内部統制を読み解く』メディア総合研究所, 2006年4月.

黒沼悦郎『アメリカ証券取引法』弘文堂, 2006年3月.

<カナダ>

Lisa Jones Christensen, *Ethics, CSR, and Sustainability Education in the Financial Times Top 50 Global, Business Schools: Baseline Data and Future Research Directions*, Journal of Business Ethics, Center for Business Ethics, Bentley College Ethics Resource Center, Washington, D.C. 2007.

5.2 参考 URL

<国内>

外務省「ミレニアム宣言」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html)

環境省ウェブサイト

環境省「環境ラベル等のデータベース」

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html>)

フェア・トレードジャパン (<http://www.fairtrade-jp.org/index.html>)

OECD 東京センターウェブサイト (http://www.oecdtokyo2.org/pdf/policybrief_pdf/pb29.pdf)

<EU>

European commission DG Environment ウェブサイト

(http://ec.europa.eu/environment/gpp/index_en.htm)

EU Eco-Label (http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/internal_market/finances/actionplan/transposition/belgium/f_d14_been.htm)

EU Commission 研究総局報告書 (http://ec.europa.eu/research/science-society/pdf/wist_report_final_en.pdf)

EU Commission 雇用総局 DG(http://ec.europa.eu/employment_social/social_dial/CSR/index.htm)

EU Commission CSR プロジェクト一覧

(http://europa.eu.int/comm/employment_social/emplweb/CSR/index_en.cfm)

<アイルランド>

The National Economic and Social Forum (NESF)ウェブサイト(<http://www.nesf.ie/>)

Enterprise Ireland Envirocentreウェブサイト(<http://www.envirocentre.ie/>)

EMAS ウェブサイト(http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm)

< イタリア >

Inalian Center for Social Responsibility (<http://www.i-CSR.org/>)

Italian Multi-Stakeholder Forum ウェブサイト

(http://www.welfare.gov.it/CSR_cd/html_en/presentazione_2004.html)

CSR-SC ウェブサイト(http://www.welfare.gov.it/CSR_cd/html_en/progetto.html)

Q-RES プロジェクトウェブサイト(<http://www.gres.it/index.asp?Id=2>)

< オーストリア >

ASIC guidelines

([http://www.asic.gov.au/asic/pdf/lib.nsf/LookupByFileName/s1013DA_finalguidelines.pdf/\\$file/s1013DA_finalguidelines.pdf](http://www.asic.gov.au/asic/pdf/lib.nsf/LookupByFileName/s1013DA_finalguidelines.pdf/$file/s1013DA_finalguidelines.pdf)) (ドイツ語)

オーストリア証券投資委員会ウェブサイト(<http://www.asic.gov.au/asic/asic.nsf>)

Beruf & Familie ウェブサイト(<http://www.beruf-und-familie.de/index.php>) (ドイツ語)

CSRオーストリアイニシアチブ ウェブサイト(<http://www.CSR-austria.at/>)

respACT ウェブサイト

(<http://www.respect.at/content/respect/plattform/projekte/kmu/index.html>)

< オランダ >

年次報告評議会 ウェブサイト(<http://www.rjnet.nl/Richtlijnen/Ontwerp-Richtlijnen/index.asp>)

MVOウェブサイト(<http://www.mvonderland.nl/rightnav/Engels.html>)

< 英国 >

CSR.gov.uk ウェブサイト (<http://www.csr.gov.uk/faqs.shtml>)

CSR Academy ウェブサイト

(http://www.CSRacademy.org.uk/pdf/Competency_Framework_FINAL.pdf)

The Department of Trade and Industry (DTI) ウェブサイト (<http://www.dti.gov.uk/>)

The Department of Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA) ウェブサイト

(<http://www.defra.go.uk/>)

OFR 報告基準 (Reporting Statement of best practice)

(<http://www.accountingforpeople.gov.uk/>)

Financial Report Council ウェブサイト(<http://www.frc.org.uk/asb/press/pub1029.html>.)

SIGMA プロジェクトウェブサイト (<http://www.projectsigma.co.uk/>)

The Benchmark Index ウェブサイト

([http://www.benchmarkindex.com/bi/files/NEW%20S%20Response%20Q%20\(s\).pdf](http://www.benchmarkindex.com/bi/files/NEW%20S%20Response%20Q%20(s).pdf))

The Small Business Journey ウェブサイト

(<http://www.smallbusinessjourney.com/output/page1.asp>)

<スウェーデン>

スウェーデン政府ウェブサイト

(<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/02/28/47/385ef12a.pdf>)

Global Ansvar ウェブサイト

(<http://www.sweden.gov.se/sb/d/2657;jsessionid=aqOvLNJAKLc>)

Miljöinformation i förvaltningsberättelsen、1998 年

(http://www.bfn.se/redovisning/bfn_u/bfn_u98_02.asp)

Miljöbalk (1998:808)、1998 年(<http://www.notisum.se/rnp/SLS/LAG/19980808.HTM>)

上記英訳 (<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/02/28/47/385ef12a.pdf>)

<デンマーク>

Copenhagen Centreウェブサイト

(http://www.copenhagencentre.org/graphics/CopenhagenCentre/Publications/About/TCC_foIdere/TCC_brochure_dec_2005.pdf)

コーポレート・シティズンシップ ウェブサイト(http://www.corporate-citizenship.co.uk/employees/studies/el/seven_denmark.asp)

Danish Act on Commercial Enterprises・Presentation of Financial Statements, etc. (the

Danish Financial Statements

Act))(http://www.eogs.dk/graphiCSRegnskab/Regnskabslov_en.html)

Danish Ministry of Environment ウェブサイト

(<http://www.ecoinnovation.dk/Topics/Other+instruments/CSR+compass/>)

People&Profitウェブサイト

(<http://www.virk.dk/VirkPortal/site/VidenOgVaerktoej/Oekonomi/TemaOverskudOmtanke/English.aspx>)

Social Index ウェブサイト (<http://www.detsocialeindeks.dk/extweb/dsi/dsi.nsf/DocNo/eng-05-01-01>)

CSR Compass ウェブサイト(<http://www.CSRkompasset.dk/>) (デンマーク語)

<ドイツ>

German Council for Sustainable Development (RNE) ウェブサイト

(http://www.nachhaltigkeitsrat.de/service/links_e/index.html)

Blue Angel ウェブサイト([http://www.blauer-](http://www.blauer-engel.de/englisch/navigation/body_blauer_engel.htm)

[engel.de/englisch/navigation/body_blauer_engel.htm](http://www.blauer-engel.de/englisch/navigation/body_blauer_engel.htm))

<ノルウェー>

Skatteetaten ウェブサイト

(<http://www.skatteetaten.no/Templates/SKDMelding.aspx?id=6025&epslanguage=EN>)

Lov om årsregnskap m.v. (regnskapsloven). ウェブサイト (<http://www.lovdata.no/all/nl-19980717-056.html>)

<フランス>

フランス持続可能な発展に関する調査報告書(<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

新経済規正法 (http://www.e-bretagne.com/index_fichiers/docu/juridique/nre.pdf) (フランス語)

フランス国立宇宙研究センター (the Centre National d'Etudes Spatiales, CNES) ウェブサイト

(<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

<ベルギー>

The Federal Government of Belgium ウェブサイト

(<http://www.guidedesachatsdurables.be/fr/productfiles/home.asp>)

Trivisi プロジェクトウェブサイト(<http://www.trivisi.be/index.htm>) (フランス語)

<米国>

Nottingham University International Centre for Corporate Social Responsibility (ICCSR) ウェブサイト(<http://www.nottingham.ac.uk/business/ICCSR/index.html>)

One Hundred Seventh Congress of the United States of America (<http://www.sarbanes-oxley-forum.com/>)

Social Accountability International ウェブサイト(<http://www.sa-intl.org/>)

Stanford University ウェブサイト(<http://www.gsb.stanford.edu/pmp/>)

U.S. Environment Protection Agency ウェブサイト(<http://www.epa.gov/tri/whatis.htm>)

同上(http://www.epa.gov/tri/tri_program_fact_sheet.htm)

White Houseウェブサイト

(<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/07/20020730.html>)

York University ウェブサイト

(<http://www.yorku.ca/web/futurestudents/programs/template.asp?id=338>)

<カナダ>

カナダ法務省ウェブサイト(<http://laws.justice.gc.ca/en/showdoc/cr/sor-2002-133///en?page=1>)

Sustainability Reporting Toolkit, Government of Canada ウェブサイト

(http://www.cbasc.org/servlet/ContentServer?pagename=CBSC_FE%2Fdisplay&lang=en&cid=1081944219754&c=Services)

カナダ産業省ウェブサイト(<http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/ee-ee.nsf/en/ef00012e.html>)

カナダ政府ウェブサイト(http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/bse-ced.nsf/en/h_b100028e.html)

Chartered Accountants of Canada (CICA) ウェブサイト (<http://www.cica.ca/>)

Corporate Knights ウェブサイト

(http://www.corporateknights.ca/reports/knight_schools/page.asp?name=knight_schools_2006)

<オーストラリア>

オーストラリア政府環境・遺産部局「企業の持続可能性報告」

(<http://www.environment.gov.au/settlements/industry/corporate/reporting/index.html>)

オーストラリア政府ウェブサイト

(<http://www.environment.gov.au/settlements/industry/finance/publications/indicators/index.html>)

ComLaw Act Complaitions ウェブサイト

(<http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/ActCompilation1.nsf/frame1odgmentattac hments/44BD264E65F1F4DCCA257046001614A0>) Standard Australia Institute ウェブサイト

(<http://www.saiglobal.com/shop/script/Details.asp?DocN=AS964071607297>)

<国際機関>

EABIS ウェブサイト(<http://www.eabis.org/>)

Ethical Trade Organization (ETI)ウェブサイト(<http://www.ethicaltrade.org/>)

Fairtrade Labelling Organization (FLO) ウェブサイト(<http://www.fairlabor.org/>)

FTSE4Good ウェブサイト (<http://www.ftse.com/ftse4good/>)

ACCA ウェブサイト(<http://www.accaglobal.com/publicinterest/about/>)

(<http://www.accaglobal.com/publicinterest/activities/subjects/sustainability/awards/asra/>)

国連人権高等弁務官事務所ウェブサイト(<http://www.ohchr.org/english/>)

ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言原文

(<http://www.ilo.org/public/english/employment/multi/download/japanese.pdf>)

International Labour Organization (ILO) ウェブサイト(<http://www.ilo.org/>)

International Finance Corporation (IFC) ウェブサイト (<http://www.ifc.org/>)

エクエータ原則ウェブサイト (<http://www.equator-principles.com/>)

International Standard Organization (ISO) ウェブサイト

(<http://www.iso.org/iso/en/iso9000-14000/index.html>)

Social Accountability International (SAI) ウェブサイト(<http://www.sa-intl.org/>)

[The International Federation of Accountants](http://www.ifac.org/) (IFAC) ウェブサイト

(<http://www.ifac.org/IAASB/>)

第3章 「公益通報者保護制度」に関する諸制度の海外動向

0. はじめに

0.1 調査範囲

本章の調査対象は、公益通報者保護制度の海外動向であり、調査範囲は、英国、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、韓国、米国とする。

0.2 調査手法

本章は、政府による公刊資料およびその他ウェブサイト等から入手可能な文書を中心とした文献調査を主としている。本章で用いた参考資料は、章末の「参考文献」および「参考 URL」にまとめて記載している。

0.3 報告書の構成

本章では、海外の「公益通報者保護法」に関する諸制度を、各国別に記載している。調査内容は、「制度導入の経緯」、「公益通報者保護法の概要」（法的性格、開示先の範囲および通報者保護の要件、制度の利用状況）であるが、各国の制度の性格や利用状況等により、報告項目に多少の相違がある。

0.4 用語および記載方法について

本章では、公益通報者保護に関する用語や記載方法について、以下の通りに統一した。

公益通報者 : Whistleblower は、「公益通報者」または「通報者」と訳した。

公益通報者保護法 : Whistleblower Protection Act は、「公益通報者保護法」と訳した。

公益開示法 : Public Interest Disclosure Act は、「公益開示法」と訳した。

開示保護法 : Protected Disclosure Act は、「開示保護法」と訳した。

法制度や諸団体 : 報告書中に反復して既述する法律名や諸団体名称に関しては、「日本語訳語（英語名、以下略称）」のように記載し、それ以降は略称を用いている。たとえば、「公益通報者保護法 (Whistleblower Protection Act、以下 WPA)」。

編 : 米国連邦法中の Title は、「編」と訳した。

章 : 米国連邦法中の Section は、「章」と訳した。

1. 英国における公益開示法 (Public Interest Disclosure Act)

1.1 英国における制度導入の経緯

- ・ 1980 年代末から 1990 年代にかけて大規模な企業事件や事故が頻発。
 - * 1987 年 3 月 フェリー転覆事故、ロンドン近郊の列車衝突事故
 - * 1988 年 7 月 北海油田での石油基地爆破炎上事件
 - * 1991 年 国際信用商業銀行 (Bank of Credit and Commerce International) の経営破綻
- ・ 1993 年 非営利組織パブリック・コンサーン・アット・ワーク (Public Concern at Work、以下 PCaW) を設立。公益通報に対する法的助言や社会全体への周知活動を展開。
- ・ 1995 年 公益開示法 (Public Interest Disclosure Act、以下 PIDA) の前身となる法案が議会に提出され、上記の事件や事故の発生以前に、従業員による安全衛生上の不安や指摘があったにも関わらず、これらの事件や事故が防止できなかったことが明らかになる。
- ・ 1996 年 労働党により PIDA 法案が下院議会に提出された。
- ・ 1997 年 総選挙で労働党政権が誕生し、議会での審議は個別条文の具体的な検討作業を開始。
- ・ 1998 年 7 月 PIDA が成立。

1.2 英国公益開示法の概要

1.2.1 公益開示法の法的性格

PIDA は、労働保護法制の一部として立法化されているため、雇用権利法 (Employment Rights Act 1996) を基盤としており、訴訟手続きは同法の規定が準用される。

1.2.2 保護の対象となる通報者の範囲

保護の対象となる通報者は以下の通りである (第 43 条 K)。

- 雇用契約のもとで労働する者もしくは元被用者
- 第三者によりその仕事を紹介されている者もしくは元紹介されていた者
- 派遣労働者もしくは元派遣労働者
- ある業務のために、そのものの統制や管理下でない場所において労働を行うために契約し

ている者もしくは元契約者

- 独立的に契約している一般医療業務等
- 薬剤業務の提供者として労働している者もしくは元労働者
- 訓練課程で訓練の提供を受けている者もしくは過去に受けた者。

ただし、元被用者が退職後に開示を行う場合、下請事業者等の役職員が委託事業者による不正行為を開示した結果、当該下請け業者との取引が打ち切られる場合などは、保護対象とはしない³⁵。

1.2.3 開示対象情報の範囲

開示対象情報は以下の通りである(第 42 条 B)。

- 過去もしくは現在生じている犯罪、または将来生じる可能性の高い犯罪
- 過去もしくは現在生じている契約違反や連邦法違反を含む法的義務違反、または将来生じる可能性の高い法的義務違反
- 過去もしくは現在生じた裁判の誤り、または将来生じる可能性の高い裁判の誤り
- 過去もしくは現在生じている個人の健康や安全に対する危険、又は将来生じる可能性の高い危険
- 過去もしくは現在生じている環境破壊、または将来生じる可能性の高い環境破壊
- 以上のいずれかに該当する事項を示すような情報が過去もしくは現在故意に隠匿されていること、または将来隠匿可能性の高いこと。

1.2.4 開示先の範囲と通報者保護の要件

1.2.4.1 使用者等に対する開示

使用者に対する開示は、開示が誠実の要件を充足する限り、その保護要件を充足するとしている(第 43 条 C)。なお、使用者が、親会社や使用者側の弁護士、監査法人、労働組合幹部、商用ホットラインなどの使用者以外のものを開示先として指定した場合、これらの開示先への開示は使用者への開示とみなされる(第 43 条 C(4))。

PIDA の特徴としては、「通報対象の適合性、真実性、不利益の恐れ、証拠隠滅の恐れについての労働者側の立証責任を緩和し、不利益的措置でないことの立証責任を使用者に課すことで、被

³⁵ 柏尾哲哉(2004)「英国における公益通報者保護の現状と課題」『自由と正義 2004 年 4 月号』p80.

用者の負担を軽減し、公益通報への抵抗感を低くしている」³⁶点が特徴的である。違反行為等の存在を信じ得る合理的な理由をもった通報者による開示は、すべて保護の対象となる。過去の判例では、内部告発の内容が「真実でないとの立証がなかった」ことおよび内部告発に対して会社が反応しなかったことを理由として、真実相当性を認めた例がある³⁷。

1.2.4.2 行政機関への開示

被用者は、使用者に対する監督権限を有する行政機関に対して、開示をすることができる(第 43 条 F)。開示先となる行政機関は以下の通りである(カッコ内は、開示対象情報)。

- 安全衛生委員会または地方の労働安全衛生担当機関(労働の安全衛生リスク)
- 電気通信庁、エネルギー安全庁、水資源サービス庁、鉄道規制当局、チャリティ委員会(該当の部門)
- 金融サービス機構、大蔵省、年金規制機関、重大不正問支局(Serious Fraud Office)(金融サービス)
- 内国歳入庁、関税庁(税法違反)
- 監査院、監査委員会等(公共金融)
- 貿易産業省(会社法)
- 公正取引局または地方の該当機関(競争、消費者問題)
- 環境庁(環境問題)

これらの行政機関が国務大臣による指定を受けた行政機関である場合は、誠実性の要件に加え、通報者が、開示情報が真実であると合理的に信じ得る理由をもつことが、保護の要件とされる(第 43 条 F)。

1.2.4.3 外部への開示

メディアや警察、株主、指定行政機関以外の行政機関、労働組合の幹部、国会議員等の外部への開示は、誠実性の要件及び相当真実性の要件に加え、①開示が私的な利益を要求する場合でないこと(第 3 条 G(1)(c))、②不利益を被るもしくは、開示内容に関する証拠が隠匿または損壊さ

³⁶ 浅岡美恵(2004)「あるべき公益通報者保護制度について」『自由と正義 2004 年 4 月号』pp112-113.

³⁷ 奥山俊宏『内部告発の力 公益通報者保護法は何を守るのか』, 現代人文社, 2004 年, p208.

れる可能性がある等の理由により、使用者及び指定機関への開示が困難である、またはこれまでに使用者もしくは指定行政機関に実質的に同じ内容の情報の開示を行っている場合(第 43 条 G(2))、③外部に対する開示が合理的な理由をもつ(第 43 条 G(3))、の要件を充足することが義務化されている。

外部への開示の保護要件は、使用者に対する開示より保護要件が厳格化されているため、通報者は外部に開示を行う前に、使用者への開示を行うことを促されている。

1.2.4.4 通報者保護の内容

通報者は、合法的な開示を行ったことを理由として、その使用者によっていかなる行為、または意図的な不作為による不利益取り扱いを受けない権利を有している(第 47 条 B)。この不利益取り扱いには、開示を行った被用者に対する昇進や昇給の停止や懲戒処分、意図に反する人事異動、施設の利用制限、福利厚生の利用制限等が含まれる。

不利益取り扱いを受けた場合は、被用者への権利侵害となり(第 17 条 B、103 条 A)、労働者は、不利益を受けた日から原則として 3 ヶ月以内に、地区ごとに設置されている雇用審判所に訴訟の提起を行い、是正および損害賠償を請求する権利を有している(第 48 条 1A、111 条)。また、解雇の場合は、解雇の日から 7 日以内に申し立てれば、雇用審判所に対して暫定的な再雇用及び雇用の継続に関する仮処分を求めることができる(第 128 条(1)(b)、129 条(1))。雇用審判所では、不利益取り扱いが、PIDA による保護の要件を充足するかを判断したのち、救済措置について判断をする。また、被用者は、雇用審判所の判断に不服がある場合は、雇用控訴審判所に控訴する権利を有し、さらに雇用控訴審判所の判断に不服がある場合は、控訴院の民事部に上訴し、さらに貴族院に上告する権利を有している。

1.2.4.5 罰則等

通報者が不利益取り扱いを行ったことへの罰則は特に規定していない。

紛争や解雇がすでに雇用関係上の前提となっている場合、裁判所が復職の決定を出す代わりに、不公正な解雇に対する損害に対して金銭的な代償を命じることが多い。雇用関係法上の損害回復の上限額(現在は £ 55,000)は PIDA には適用されないため、特に開示者が高額所得者である場合や開示者が他の雇用先を見つけることが難しいあるいは不可能である場合、金銭的な損害の回復は、結果として高額な報償と同等になる場合がある。

1.3 英国における制度導入後の状況及び課題

1.3.1 公益通報に関する統計と PCaW の取り組み

PCaW の統計によると、2001 年から 2002 年の間で、PCaW が設置する無料ヘルプラインへの相談件数は、1,100 件であった。これらの通報のうち 45% が民間部門、42% が公共部門、13% がボランティアセクター、全体の 60% が 250 人以下の組織に関する相談であった。また、PCaW のヘルプラインに相談を行ったタイミングに関しては、全体の 16% が内部告発を実際に行う事前、85% がすでに開示を実施し、開示者自身の身元が使用者に対して明らかになった時点、13% が開示を実施したが開示者自身の情報は秘匿されている状況、そして 2% が匿名の時点であった。さらに、相談内容である不正に関する情報の 30% が金銭的な違法行為、29% が職場の安全衛生、27% が取引・消費者・環境・差別に関する問題、14% が職権の濫用に関する情報であった。なお、2005 年から 2006 年にかけての PIDA 利用者は、1,034 件であった。

同じく PCaW の統計によると、1998 年の PIDA 施行から 2001 年の間で、PIDA 上の裁定として最も高額なものは、£805,000、もっとも低額になると £1,000、平均で £107,117 であった。また、1,200 件あった申立のうちの 152 の事案で、£300,000,000 が、PIDA 上の裁定として支払われた³⁸。

PCaW では、個人向けサービスとしてヘルプラインを設置し、公益通報を奨励しているほか、ヘルプラインに寄せられた相談を基にした事例研究の実施と公表、ヘルプラインに関する統計の公表、公益通報者に対する実務的な手引きや資料の発行を行っている。また、組織向けサービスとしては、公益通報ベスト・プラクティスガイド、ヘルプライン構築のための各種サポート・パッケージ、実務ガイドライン、コンプライアンス・ツールキットなどを作成している。

1.3.2 行政機関側の取り組み

金融サービス機構 (Financial Service Authority、以下 FSA) は、英国における金融サービス業務に関する規制・監督による信用や秩序の維持を担う行政機関で、PIDA 第 43 条 F に基づき、金融犯罪、資金洗浄などの情報の開示先となる「規制行政機関」に指定されている。

FSA は、2001 年 7 月、内部告発ポリシーの導入を各金融機関に進める方針を表明し、2002 年ガイドラインを発効した。また 2002 年 5 月には、FSA 内に金融機関の被用者から公益通報を受け

³⁸ PCaW ウェブサイト (http://www.pcaw.co.uk/policy_pub/case_summaries.html)

付ける窓口を設置し、同窓口の専用電話番号、メールアドレス、手紙のあて先を宣伝するポスターにて周知している。同窓口は、2002年5月から2003年4月の間で276件、2003年5月から10月までの半年弱で108件の通報がされている³⁹。同窓口では、匿名通報も受け付けており、当初は匿名通報を受け付けて接触を続ける過程で身元開示の説得を行うようにしている。当初は通報者の約50%が匿名であるが、最後まで匿名を通すのは約10%である⁴⁰

また、防衛省では2002年に、内部告発の受付ホットラインを設置している。

³⁹ FSA ウェブサイト(<http://www.fsa.gov.uk/whistle/>)

⁴⁰ 柏尾「前掲論文」, p88.

2. オーストラリアにおける内部通報制度：

2.1 オーストラリアにおける制度導入の背景と経緯

オーストラリアは、6つの州及び特別区（首都）、準州からなる連邦国家であるが、その歴史的かつ構造的な理由から、各州は独立した州法を持っており、連邦法（Commonwealth）は、対外関係や連邦公務員など、連邦全体に係る事項について限定的に法制度化したものである。

オーストラリアでは、南オーストラリア州が1993年に初めて公益通報者保護法（Whistleblowers Protection Act 1993、以下WPA）を施行し、その後2003年に西オーストラリア州で公益開示法（Public Disclosure Act 2003）が施行されたことで北部区域および連邦法を除いた全州で、公益通報者保護に関して立法化されている。具体的には以下の通りである。

- ・ 1993年 南オーストラリア州（Whistleblowers Protection Act 1993）
- ・ 1994年 クイーンズランド州（Whistleblowers Protection Act 1994）
豪州特別地域（Public Interest Disclosure Act 1994）
ニュー・サウス・ウェールズ州（Protected Disclosure Act 1994）
- ・ 2001年 ビクトリア州（Whistleblowers Protection Act 2001）
- ・ 2002年 タズマニア州（Public Interest Disclosure Act 2002）
- ・ 2003年 西オーストラリア州（Public Interest Disclosure Act 2003）

現在のところ、連邦のレベルで直接内部通報者の保護を図る立法は存在せず、1999年公務法（Public Service Act）にて連邦公務員に限定し⁴¹、内部通報保護を定めている。

本節では、オーストラリアで最初に内部通報を立法化した南オーストラリア州WPAを中心に解説を行う。

⁴¹公務法 16章「公益通報者の保護」では、「行政機関内または行政機関のために（in or for an Agency）勤務する者が、オーストラリア公務員の行動規範違反について、然るべき機関に通報したことを理由として、不当に罰せられるまたは差別的取り扱いを受けること禁止」している。

2.2 南オーストラリア州内部通報者保護法 (Whistleblowers Protection Act)の概要

2.2.1 南オーストラリア州 WPA の法的性格

南オーストラリア州 WPA は、政府や公的機関の汚職や違法行為に関する情報開示の促進を目的として、情報開示を行う手段と情報開示を行った通報者に対して適切な保護の提供を行うものである。

南オーストラリア WPA では、情報開示を理由とした不利益取り扱いを刑事罰の対象とする旨を規定しているものの、刑事罰の詳細については定めていない。そのため、不利益取り扱いを被った通報者に対して、1984 年雇用機会均等法上の救済措置を補完的に用いる法設計となっている。

2.2.2 保護の対象となる通報者の範囲

南オーストラリア州 WPA では、18 歳以上の成人で、合法的な情報開示を行った者を保護の対象としている。

2.2.3 開示対象情報の範囲

18 歳以上の成人、法人、政府機関による①違法行為、②違法または許可されていない公金の利用、③公共資源の相当量の不適切な管理、④公共の健康および安全や環境に対するリスクをもたらす行為を開示対象情報としている(第 4 条)。

2.2.4 開示先の範囲と通報者保護の要件

2.2.4.1 基本的枠組み

専門的に通報を受け付ける機関は、設置せず、開示先の要件を個別に規定することで、通報者が事案の内容に応じて適切な既存機関に通報を行えるような枠組みを提供している。

同法は、通報者に対して、開示情報に関する調査への協力を義務化することで、調査の確実な実施を保証していることに加え、通報者に対する調査結果のフィードバックを義務化しており、開示から調査結果に至るまで、通報者が事案にコミットメントできる枠組みとなっている。

2.2.4.2 行政機関への開示

行政機関への開示に関しては、開示情報の内容に応じて、開示先に行政機関を指定している(第 5 条(4))。開示情報内容と開示先は以下の通りである(カッコ内は開示対象情報)。

- 警察機関(違法行為に関する情報)

- 警察苦情機関(Police Complaints Authority) (警察機関の不正に関する情報)
- 監査局(非正規または許可されていない公金の使用に関する情報)
- 公職委員長(公職者の不正に関する情報)
- 裁判長(裁判官の不正に関する情報)
- 所属議会の議長(議員の不正に関する情報)
- オンブズマン(警察および裁判官以外の公務員の不正に関する情報)
- 当該機関の管理者(地方政府機関の不正に関する情報)

他。

2.2.5 通報者保護の内容

合法的な情報開示を理由とした不利益取り扱い、1984 年雇用機会均等法に従った処罰の対象とされる(第 9 条)。ただし、その通報者が裁判所において不利益取り扱いに対する救済措置の手続きを開始した場合、それ以降 1984 年雇用機会均等法に基づく申立をすることはできない。また、逆に 1984 年雇用機会均等法に基づく申立を行った場合は、裁判所による救済措置を受けることができない(第 9 条)。

同法における不利益的行為とは、損傷、損害、損失、脅迫、嫌がらせ、職業上の差別的扱い、不利益的行為、敵対的行為、脅威、報復的行為をいう(第 9 条(4))。

同法に従った通報者には、開示情報に関連する警察等の捜査機関の調査に協力することが義務化されている。通報者が合理的理由なしに捜査機関への協力を行わなかった場合は、同法による保護の権利を剥奪されることとなる(第 6 条)。

また、通報者の身元の秘匿性は保持され、通報者の同意なしに第三者に開示することを禁止している。ただし、開示情報に関する適切な調査を目的とした場合に限り、例外的に身元が開示される場合がある(第 7 条)。

2.2.6 通報者に対するフィードバック

公益に関する合法的な開示を適切な機関に行った場合、開示を受理した機関は法に従い、通報者に対して開示情報に関する調査結果を知らせることを義務化している(第 8 条)。

2.2.7 免責等

免責に関する条項を規定している。それによると①公益情報に関して合法的な開示を行った者は、民事及び刑事責任の免責を受けることができる。また、合法的な開示とは、当該情報が真実であると主張し得る合理的な理由をもつ者、あるいは当該情報が情報開示の合理的な根拠を持たない場合、当該情報の正当性かつ調査の実施の重要性を確信している者のうち、開示が誰に対しても合理的かつ適切な機関にされたものをいう(第5条(1)~(3))。

南オーストラリア州 WPA では、開示する情報が虚偽であると知りながら情報開示を行ったものは、有罪とされ、禁固等の処罰の対象となる(第10条)。また、同法の規定に違反した開示は保護の対象としていない(第10条)。

2.3 オーストラリアにおける制度導入後の状況及び課題

2.3.1 行政機関側の取り組み

1990年代半ばに設立した、公益内部通報に関するオーストラリア連邦政府上院専門委員会(the Australian Federal Government Senate Select Committee on Public Interest Whistleblowing)は、連邦議会に対し、連邦法における内部通報者保護に関する審議の実施を推奨した。

個別法における内部通報規定という視点では、2004年、民間部門に適用可能な内部通報者保護要件を会社法上に規定し、オーストラリア企業の被用者の保護を提供している⁴²。なお同法では、保護対象の通報者を、当該企業の役員、被用者、請負業者あるいはその被用者とし、合法的な開示を行った通報者に対する報復的措置を禁止し、職場復帰の要求を含む公民権を付与している。同法の通報先は、オーストラリア証券投資委員会当該企業の監査人または監査チームメンバー、当該企業の上級管理職、当該企業によってこの種の通報を受ける権限を付与された人物、としている。なお、会社法上の通報は、匿名による通報を認めていない⁴³。

2.3.2 オーストラリア規格協会による取り組み

オーストラリア規格協会では、効率的な内部通報者保護の構築、運営、管理のためのプログラムを AS8004-2003 として 2003 年 8 月に規格化した。同規格は、企業や政府機関、NGO に対して

⁴² Parliament of Australia, *Whistleblowing in Australia- transparency, accountability ... but above all, the truth*, Feb. 2005.

⁴³ Standard Australia ウェブサイト

適用可能な実践的ガイドの設置を目的としている。当規格が提示するシステムの構成要素は、主に以下の通りである⁴⁴。

- ① 構造的要素(トップダウンのコミットメント、内部通報者保護方針の存在、十分な資源の配分)
- ② 業務的要素(内部通報者保護オフィサーの任命、内部通報者保護オフィサー及び内部通報者保護オフィサーの独立性の確立、情報開示のための手段の設置、情報の機密性の保証、通報者へのフィードバック、調査の徹底、処分の免除、報告ラインの確立、虚偽報告に対する処分、内部通報者に関する情報の無断公開、自主行動基準の作成)
- ③ 維持的要素(社員教育、報告手続きの継続的な広告、内部通報者保護プログラムの定期的なレビュー、説明責任)

2.3.3 使用者および証券取引所の取り組み

オーストラリアでは、連邦法において内部通報者保護が立法化されておらず、州法においても民間部門への適用は限定的である。しかしながら、米国の SOX 法を始めとする、コーポレート・ガバナンスや内部通報者保護を推進する国際的な潮流に加え、会社法上に内部通報者保護に関する規定があることから、内部通報者保護の重要性を認識する民間企業もある。例えば、オーストラリア国立銀行(National Australian Bank、以下 NAB)では、優れたコーポレート・ガバナンスの確立のためには、報復的行為や不利益取り扱いの懸念のない報告環境の構築と適切な管理の必要があることを、オーストラリア金融庁に 2004 年 3 月に提出した報告書において強調した。また NAB では、被用者の苦情や不安を受け付けるための内部制度として、グループ全体から受け付けるヘルプラインおよび助言センター(People Advisory Centre)を設置し、企業方針に関する質問や、職場環境での個人的な不安を受け付けている。また、BEA システムズ社では、英国の香港上海銀行の助言の元に、倫理的な苦情を受け付けるヘルプラインを設置した。

オーストラリア証券取引所のコーポレート・ガバナンス委員会は、2003 年に「優れたコーポレート・ガバナンス原則およびベスト・プラクティスの勧告」(Principles of Good Corporate Governance and Best Practice Recommendations)を発行し、企業に対して、役員及び上級管理職を対象とする行動規範の策定を勧告した。同勧告は、被用者による内部通報行為の育成や奨

⁴⁴ タン・ミッシェル「豪州の内部通報者保護制度」社団法人商事法務研究会『公益通報者保護制度の運用状況に関する海外調査報告書』2003. より転載。

励を含んでいる。また、2004 年の会社法改正により、情報開示のための内部規則を整備する企業も多数ある。企業の内部規則では、外部通報先としてオーストラリア証券取引委員会、内部通報先として当該企業の役職者を指定している企業が多い。⁴⁵

⁴⁵ Parliament of Australia, *ibid.*

3. ニュージーランドにおける内部通報制度:開示保護法(Protected Disclosure Act)

3.1 ニュージーランドにおける制度導入の経緯

- ・ 1994 年 パグマイヤ事件⁴⁶を契機に内部告発保護に関する社会的関心が高まった。
- ・ 1996 年 公益開示法案が政府管理選択委員会(Government Administration Select Committee)に上程された⁴⁷。
- ・ 2000 年 3 月 開示保護法(Protected Disclosure Act、以下ニュージーランド PDA)が議会を通過し、4 月にロイヤル・アセント(Royal Assent)を受け、法案が成立。PDA は、公共民間の両組織内あるいは組織による「深刻な不正行為」に関する情報開示および捜査を促進し、同時に情報提供者を法に規定された手順により保護することを立法目的としている(第 5 条)。また、公共民間の両組織に対して深刻な不正行為に関する情報の取り扱いについて、自然法およびニュージーランド PDA に則った内部規則を設置することを義務化している。これは開示への障害を除去し、開示を促進することによる、不正行為の事前的牽制機能としてのニュージーランド PDA の役割を重視してのことである。
- ・ 2001 年 1 月 ニュージーランド PDA が施行された。

3.2 ニュージーランド開示保護法の概要

3.2.1 開示保護法の法的性格

ニュージーランド PDA は、公共部門と民間部門の双方の被用者が、組織の使用者や他の被用者による不法行為に関する情報を開示する手順を定めている。加えて通報者が雇用関係法上の被用者であり、通報を理由とする不利益な扱いを受けた場合に関して、被用者に対し、情報開示を理由とした職業上の損害からの保護を受ける権利として、「2000 年雇用関係法」における救済措置および、1993 年人権法上の救済措置を適用する法設計となっている。

⁴⁶ 精神治療看護師が、ある患者の退院に関してそれが危険であると内部告発を行ったところ、解雇された事件。使用者との協議が不調に終わった結果、健康省大臣、警察大臣、地域の警察監督官、国会議員に対する告発が行われ、同告発がメディアに公開された。

⁴⁷ REVIEW OF THE OPERATION OF THE PROTECTED DISCLOSURES ACT 2000
REPORT TO THE MINISTER OF STATE SERVICES, p3.

3.2.2 保護の対象となる通報者の範囲

ニュージーランド PDA では、組織の「深刻な不正」について、同法に則り開示をする組織の元被用者を含む被用者は、開示を理由とした使用者による民事・刑事訴訟などの報復的措置から保護される権利を有している。

対象部門は公的部門と民間部門の双方であり、「被用者」の具体的定義には、退職した被用者や出向社員、ホームワーカー、契約被用者および当該組織の管理職、ニュージーランド防衛省の軍隊所属者が含まれる(第 3 条)。なお、保護対象の要件として通報者の身元の特定を必要としているため(第 4 条)、匿名による通報は保護の対象外であると思料できる。

3.2.3 開示対象情報の範囲

ニュージーランド PDA にて通報対象となっている「深刻な不正行為」とは、犯罪行為、汚職あるいは公共資金・公的資源の違法な使用、公衆衛生・公衆安全や環境、法の維持に対し重大な危機をもたらす行為、または公務員による制圧的、不適切で差別的、著しい怠慢あるいは管理不行届行為をいう(第 3 条)。

開示の基準としては、通報者の所属組織内あるいは所属組織による深刻な不正行為を犯している情報で、かつ以下の要件を満たすことが規定されている(第 6 条)。

- 通報者が、当該情報が真実であるまたは真実であると思料できる合理的な根拠を持つ
- 通報者が、深刻な不正行為に対する捜査を希望する
- 通報者が、開示に関する保護を要求している

上記の要件を充足した通報者は、同法の保護の対象となる。ただし、情報の虚偽性を認知している、行為が不誠実である、あるいは情報が法的に機密事項として保護されている場合は、開示は同法による保護の対象とはされない。

3.2.4 開示先および通報者保護

3.2.4.1 使用者等に対する開示

ニュージーランド PDA では、原則的な開示先として使用者が位置づけられており、当該組織内で設定された内部手続に従い開示されることとしている(第 7 条)。ただし、組織に内部通報のための内部手続が確立および公表されていない場合は、内部手続に規定された開示先が、通報対象である不正行為に関与していると通報者が考えるに合理的な根拠がある場合や内部手続に規定さ

れた開示先が、開示先として不適切であると、通報者が考えるに合理的な根拠がある場合に関し、当該組織の長を開示先とすることができる(第 8 条)。

これに伴い、公共部門に対しては内部手続きの設置を義務化している。当該内部手続きは、自然法の原則に則っていることに加え、開示先の人物を特定する内容を要件としている。また、設置した内部手続きの存在および当該手続の利用方法に関する適切な情報は、組織内で幅広く公開し、定期的に更新することを義務化している(11 条(1)(2)(3))。

3.2.4.2 行政機関への開示

組織の長が、通報対象である不正行為に関与していると通報者が考えるに合理的な根拠がある場合や通報対象である不正行為が緊急性をもつ場合、あるいは内部手続きに則った開示を行ってから 20 日間、開示に対していかなる行動や提言が行われていない場合に限り、組織の内部手続きでなく適切な公共機関に情報開示を行うことができる(第 9 条)。

ニュージーランド PDA では、開示に対する専門機関を設置しておらず、各行政機関が取り扱いを担当している。各行政機関において同法下での特別な権限を授与しておらず、行政機関別の通報要件は規定していない。各行政機関は、従来の機能および権限の妥当性において開示に関する捜査を実施する。ただし、内部手続に従った開示を行った結果、当該不正に関する調査の実施を決定しない場合や調査の実施を決定したものの調査が進展していない、もしくは調査を行ったものの当該調査が合理的と判断できないなどに関する合理的な根拠をもつ場合は、政府またはオンブズマンを開示先として指定することができる。また、特に開示情報が公共部門の組織に関する場合は、通報者はオンブズマンに対する開示を行う権利を有している(第 10 条)。

また、保護対象開示を検討している情報提供者に対して、情報と手続きを供給する機能は、オンブズマン(the Office of the Ombudsman)に対して明確に委譲されている(第 15 条)。

同法下で妥当性と責任をもつ「適切な」(appropriate)行政機関は、以下の通りである(第 3 条)。

- 警察長官
- 会計検査長官
- 重大欺瞞行為局長官
- 国家機密・安全保障長官
- オンブズマン
- 法務長官
- 環境委員会

- 警察不服申立局
- 国家サービス大臣
- 健康・差別長官
- その他の適切な機関(弁護士協会、公認会計士協会等)

3.2.4.3 法律専門家への開示

ニュージーランド PDA では、法律専門家 (legal privilege) への開示を是認していない。したがって、法律専門家への開示は、ニュージーランド PDA 上の保護の範囲とはしていない(第 22 条)。

3.2.5 通報者保護の内容

ニュージーランド PDA では、通報に対する報復的措置を保護の内容としている。報復的措置が解雇、解雇以外に関わらず、「2000 年雇用関係法」における被用者に対しては、同法における不当解雇等から保護される権利のもと、苦情処理の申立てを使用者に行う権利を有している(第 17 条)。

また、情報開示を行うものおよび捜査のために開示情報を適切な機関に付託する通報者は、開示を理由としたあらゆる民事・刑事手続き、および懲罰手続きを行う義務から免除されるとしている(第 18 条)。加えて、通報者は、通報者の秘匿性を維持するため、情報が開示されない権利や人権保護局の救済を受ける権利、つまり人権法のセクション 66(1)(a)により規定された救済を求める権利を有している(第 19 条、第 25 条)。

ただし、虚偽の情報または誠実の要件を充足しない通報に関しては、保護の対象とならない(第 20 条)。また、法律関係者の機密により保護された情報開示は、ニュージーランド PDA 上の保護の対象とはならない(第 22 条)。

3.2.6 罰則等

合法的な開示を行った人物は、民事および刑事上の法的責任から免責される(第 18 条)。ニュージーランド PDA では、その他に、不利益取り扱いに対する関する罰則や、通報に対する報奨金等は規定されていない。

3.3 ニュージーランドにおける制度導入後の状況及び課題

ニュージーランド PDA では、第 24 条に国家サービス大臣に対し、同法施行より 2 年後以降に、ニュージーランド PDA の運用状況ならびに、同法の対象および内容に関する改正の必要性の有無に関する報告書を作成し、3 年以内に議会に提出することを義務化している(第 24 条)。同条に従い、国家サービス大臣 (Minister of the State Services) は、調査を実施し、2003 年 6 月に「開示保護法 2000 の運用に関する国家サービス大臣に対する報告書」(Review of the operation of the Protected Disclosures Act 2000 Report to the Minister of State Services、以下ニュージーランド PDA 報告書)を公表した。同報告書での調査事項および調査対象は、以下の通りである。

調査項目	調査対象
NZPDA の運用状況	・ 「適切な機関」および同法下で一定の責任をもつ機関(オンブズマンオフィス、人格委員会、会計検査院、公認会計士協会、内閣府) ・ 使用者、被用者および特定の利益集団 ・ 中央政府機関 ・ 地方政府機関(地方政府、小学校) ・ メディア ・ 第三者機関 ・ 法律実務者 ・ 通報者
立法意図との齟齬	・ 公的機関 ・ 民間機関
運用に関する諸問題	・ 開示手順と支援について ・ 「適切な監督機関」について ・ 通報者の秘匿性について ・ 内部規則の設置状況について ・ NZPDAにおいて用いられる定義について

3.3.1 公益通報に関する統計

ニュージーランド PDA 報告書では、PDA 運用に関連する「適切な公共機関」、「使用者グループ」、「中央政府機関」、「地方政府機関」、「メディア」、「第三者機関」、「法律家」、「PDA 利用者」に対する調査を実施し、PDA 運用に関する状況を報告している。これによると、開示先である使用者グループおよび公共機関、または PDA 利用者に対する支援機能を有しているオンブズマン、労働組合等すべての調査対象が、PDA の利用実績がない、またはほとんどないと認識している。オンブズマンでは、1 年間で 24 件の電話相談を受け付けたものの、うち 75%が PDA に関する情報および手続き支援に関するオンブズマンの機能そのものに関する問い合わせであった。また、問い合わせの 20%が公共部門の被用者からであった。

ニュージーランド PDA の利用がほとんどない理由として、使用者団体であるビジネス・ニュージーランド (Business New Zealand) は、ニュージーランドの経営者のコンプライアンス意識が高いうえ、ニュージーランド企業の企業規模は小さく、管理が行き届いている組織が多いことや、コーポレート・ガバナンスに関する準則を使用者団体が用意しており、不正が発生しにくい土壌を自主的につくっていることを指摘した。一方で、オンブズマンは、ニュージーランド PDA に対する国内の理解が欠如しており、その結果、通報者の保護を不十分なものとし、通報者が安心して利用できる状況を作出できず、PDA の利用を限定的にしていると指摘している。

3.3.2 使用者側の取り組み

オーストラリアの事例で紹介した NAB は、ニュージーランドにおいてもヘルプラインを設置し、被用者の不安や苦情を受け付けているほか、法律専門家、労働組合代表、労働人権委員会や雇用関連機関などの独立した機関の助言を受けることに関して、労使間で合意している。

4. 南アフリカにおける内部通報制度:開示保護法(Protected Disclosure Act)

4.1 南アフリカにおける制度導入の背景

- ・ 1994 年 アパルトヘイト終了。「開かれた民主主義のための政治改革」の開始。
- ・ 1999 年 4 月 国家反汚職首脳会議の開催。内部通報システムの開発、推進、施行についての採択を実施。
- ・ 1999 年 12 月 「開かれた民主主義法案」(Open Democracy Bill、以下 ODB)について扱う臨時委員会が議会で開催された。同委員会において、ODB 中の内部通報者保護に関するセクションを個別法令化することを決定した。同委員会の研究に対しては、安全保障研究機構(Institute for Security Studies)および内部通報者の支援の実績をもつ英国 PCaW のディレクターの協力のもとに行われた。同研究は、内部通報者保護制度についての理解をより可視的深めるため、オーストラリアと英国の事例を参考としており、法案のドラフトは英国の PIDA からその多くを引用した。
- ・ 2000 年 開示保護法(Protected Disclosures Act、以下南アフリカ PDA)が議会通过した。これにより、公共部門および民間部門における、使用者や被用者による不法行為や汚職行為に関する情報開示を行う被用者を職業上の損失から保護するための手順が立法化された。
- ・ 2001 年 2 月 南アフリカ PDA が発効した。南アフリカ PDA は、不正を報告する通報者を奨励することで汚職や収賄、不正行為を撲滅することを設置目的としている。南アフリカ PDA では、①民間および公共部門の被用者が、雇用主、または当該被用者の雇用主が雇用している別の被用者による違法または不正な行為について、同法令で守られている公益通報をする場合の手続き、②南アフリカ PDA に則り通報した被用者に対する保護およびこれに関連する事項等を規定している。

4.2 南アフリカ PDA の概要

4.2.1 南アフリカ PDA の法的性格

南アフリカ PDA は ODB(B67.98)の第 5 部(公益通報者保護に関わる規定)を、個別法令化したものである。

南アフリカ PDA では、公共部門および民間部門の被用者が使用者または他の被用者による違法または不正な行為を通報する場合の手続きを規定する。本法令は、本法令に規定された保護の要件を充足している公益通報を理由とした職業上の不利益から、被用者を保護することを規定する。

4.2.2 保護の対象および通報の範囲

同法にて保護の対象とされる通報者は、独立契約者を除く、他社または国家のために働きその報酬を受けるまたは受ける資格を持つもの、または雇用者の事業の経営や管理を補佐するもののいずれかの要件を満たす「被用者」であるとしている。

また、通報の範囲は、公共部門および民間部門の被用者が使用者（「使用者」は、他者を雇用する、もしくは他者に仕事を提供する者で、当該他者に報酬を支払う義務を持つ者あるいは他者に対して自身もしくは自身の事業の経営や管理をあらゆる形で補佐することを許可する者で、当該雇用者の代理として、および当該雇用者の権限によって業務を行う者と定義している（第 1 条 (i)(iii)））または他の被用者による違法または不正な行為としている。

被用者が開示を行う資格を有しているか否かに関する判断は、公益通報を行う対象の身元、不正の深刻度、継続性、発現可能性、守秘義務との衝突が生じる可能性、手続きの合理性、公益性等を判断基準としている（第 9 条(3)）。

南アフリカ PDA による保護を受ける場合には、以上の要件を充足した上で、開示が誠実の要件を満たす必要がある（第 6 条）。当該要件を充足するか否かの判断基準として、通報した情報の内容が真実であると合理的に説明可能であり、通報者が通報の目的を個人的な利益としていないことをあげている（第 9 条(1)）。また、通報により職業上の不利益を被る、不正に関する証拠が隠匿または隠滅される恐れがある、以前に被用者やオンブズマン、監査院に同じ内容の公益通報を行ったが、合理的な措置が取られていない、深刻な不正である、のいずれかに該当することとしている（第 9 条(2)）。

4.2.3 開示対象情報の範囲

南アフリカ PDA における開示対象情報は、被用者により開示された、刑事的犯罪、法令違反、誤審、個人の健康や安全に対する危険、環境破壊「雇用均等促進および不当差別防止に関する法令（Promotion of Equality and Prevention of Unfair Discrimination Act, 2000）」（Act No, 4 of 2000）の規定による不当差別に関する過去、現在における発生および将来の発現可能性と意図的な隠匿の可能性のある合理的な理由をもつ情報としている（第 1 条）。また、開示情報は、規定

の手続きに準拠しているもしくは使用者により通報の承認がされていることを条件としており、例外として、不正行為を是正する目的の情報もしくは使用者が開示または通報承認のための内部手続きを整備していない状況で行われた開示としている(第6条)。

4.2.4 開示先の範囲と開示者保護の要件

4.2.4.1 使用者に対する開示

使用者に対する開示は、信頼の要件を充足し(in good faith)、当該被用者の使用者が、不正の報告または修復を目的として設置、もしくは公認した所定の手続に則っている、または、そのような所定の手続が存在しない場合の使用者に対する開示を、保護の要件としている。また、使用者が設置した手続に則り、使用者以外に対して開示を行った場合も、使用者に対する開示とみなされる(第6条)。

4.2.4.2 法律専門家に対する開示

南アフリカ PDA では、通報者は法的助言を受ける権利を有しており、法律専門家もしくは法律関係従事者(legal practitioner)を、法的助言を得るための開示先として指定している(第5条)。

4.2.4.3 公共機関に対する開示

南アフリカ PDA では、法規上、使用者が政府閣僚または地方執行協議会の会員により任命されている、または任命された団体およびその構成員、関係する構成員の担当分野を監督する国家機関である場合、政府閣僚または地方執行協議会(Executive Council of a province)メンバーを開示先として指定している(第7条)。

4.2.4.4 特定の個人または組織に対する開示

南アフリカ PDA では、誠実性の要件を満たし、不正行為と通報情報の合理性、正確性が認められ、かつ以下の個人や組織による対処がより適切であると思料可能な情報の場合は、オンブズマン、監査院、規定された個人または組織を開示先として指定している。また、このような第三者に対する開示がされた場合、開示を受けたものは、使用者の希望に適切に応じることを義務付けている(第8条)。

4.2.5 通報者保護の内容

南アフリカ PDA では、通報者は、職場環境における職業上の不利益を受けない権利を有している(第3条)。これにより、通報を理由とした懲戒処分、解雇、停職、降格、嫌がらせ、脅迫、意思に反する転勤・転属、転勤・転属・昇格の拒否、雇用条件や退職条件に関する不利益的な改訂、他の使用者や専門家との面会の拒否、以上の行為を実際に行うという脅迫、被用者、その他の雇用機会と労働の安全に影響を与える行為が禁止行為と定められている(第1条(vi))。

第1条(vi)に規定された職業上の不利益的行為を受けた場合は、1995年労働法上により設立された労働裁判所を含む、司法に対し、法の判断による適切な救済措置を受ける権利を有している(第4条(1))。

4.2.6 罰則等

違反した使用者に対する罰則等は特に規定していない。

4.3 南アフリカにおける制度導入後の状況および課題

4.3.1 公益通報に関する統計

南アフリカ司法および立法担当省の南アフリカ法改正委員会(South African Law Reform Commission, Department of Justice and Constitutional Development)によると、南アフリカにおいては、雇用者、公共機関、民間機関に対して、同法に基づいた開示件数に関する報告義務は設定していない。そのため、同法の利用状況に関する統計データは作成していないとのことである。

南アフリカ大学のサドラー氏(E.Sadler)とバラク氏(K.Barac)は、2005年に会計を専攻する南アフリカの学生に対し、倫理意識に対する調査を実施し、①逮捕の可能性のない場合、②逮捕の可能性がある場合、賄賂を受取る／断る／賄賂の存在に関する内部告発を行う、ということに関する質問を行った。その結果、40%近い回答者が、逮捕の可能性の有無に関わらず、賄賂の受け取りを拒否すると回答している。また、逮捕の可能性がある場合、61%が賄賂の存在に関する内部通報を実施すると回答している⁴⁸。

4.3.2 行政機関の取り組み

⁴⁸ E.Sadler, K. Barac, *A study of the ethical ciwes offinal year South African accounting students, using vignettes as example*, Meditari Accountancy Research Vol. 13 No. 2, 2005.

南アフリカ政府は、2005 年 3 月に反汚職のための国内サミットを開催した。同サミットでは、汚職を排除することを国内の優先的課題とし、国内の全ての産業で透明性と説明責任の文化を浸透させることをそのための課題としている。同様に、あらゆる産業において、内部通報と報告を奨励し、汚職と反倫理的な慣行による犠牲者を保護する手法として強化することを課題とした⁴⁹。

南アフリカ PDA では、大臣と行政管理大臣との協議の結果、通常公務員に関する立法上の規定以外の問題で、オンブズマンや監査局に対する付託の可否、管理上または手続き上の問題で南アフリカ PDA に影響を与える事項に関して、議会の承認を受けた上で、規定を定めることが可能としている(第 10 条)。同法に則り、司法長官は、南アフリカ法改革委員会を設置し、司法省内のポートフォリオ委員会による南アフリカ PDA に関連した調査の結果抽出された課題を取り上げている。また、その結果、報告書を発行し法改正へと結実した。

4.3.3 NGO による取り組み

南アフリカでは、1999 年に「開かれた民主主義のためのアドバイスセンター」(The Open Democracy Advice Centre、以下 ODAC)が設立された。ODAC は、21 の NPO 団体から成り、南アフリカの民主主義の開放と透明性向上を目指し、企業と政府の説明責任の文化の強化および人権意識の拡大を使命としている。

南アフリカ PDA は、英国 PIDA をモデルに法制度設計がされているため、ODAC も英国の PCaW をモデルとしている。南アフリカでは、内部通報に関する社会的関心が低く、一般的に内部通報に対してはむしろ悪印象がもたれていることから、ODAC は、南アフリカに内部通報の周知と内部通報のもつ本来の機能に関する理解を広めるための活動として、個人および組織に対して、南アフリカ PDA をはじめとする人権関連法令の利用のし易さの向上および情報開示のための実践的なサービスの提供を行っている。具体的には、被用者に対し助言と支援を与えるため、PCaW の援助の下、ホットラインを設置した。また、ホットラインの設置の周知のため、ホットラインの番号を印刷した葉書を 100,000 枚用意し、主要都市近辺に配布した。

⁴⁹ National Anti-Corruption Forum ウェブサイト(<http://www.nacf.org.za/>)

5. 米国における公益通報者保護制度

5.1 米国における公益通報者保護制度の概説

米国では、解雇自由の原則における労働者保護制度として、早くから公益通報者保護に関する法制度が整備されてきた。連邦法典および 23 の州とコロンビア区域が、公務員に対する保護に関する規定を設置している。また、連邦法典では第 10 編 1032 章で、軍部に対する公益通報の保護を規定している。また、企業の被用者に対しても同様の権利を提供しており、34 州で企業における公益通報者の保護を州法において規定している。

米国の公益通報者保護制度を類型化すると、①公務員の不正を対象とした通報者保護法、②公益実現の促進を目的とした取立て訴訟、③民間部門における公益通報者保護のための立法、の 3 つになる。①および②は、公務員や政府契約に関する法令であり、米国の連邦レベルでは、民間部門をカバーする包括的な法律は存在しない。民間部門をカバーすることを目的とした、③民間部門における公益通報者保護のための立法は、個別法律に「公益通報者保護条項」を盛り込んだ法設計となっている。公益通報者保護条項のある個別法律は、1964 年公民権法第Ⅶ編、職業安全衛生法、雇用における年齢差別禁止法、全国労働関係法、公正労働基準法、安全飲料水法、大気清浄法、包括環境対処・保障責任法（スーパーファンド法）、有害物質管理法、ごみ処理法、水質汚染管理法、エネルギー再構成法、サーベンス・オクスリー法がある。これらの個別法令は、当該法令の規定に違反している不正行為を開示情報とし、原則的な情報開示先は、当該法令の監督官庁もしくは捜査担当当局としている。公益通報者保護条項では、通報を理由とした不利益取り扱いが発生した場合に関する手続きを規定しており、原則的にはすべて労働長官に対して申立を行い、米国職業安全および保健管理局（Occupational Health and Safety Administration、以下 OSHA）が調査実施と命令を担当する、という構成となっている。

本項では、①公益通報者保護法、②1986 年不正請求禁止法、③民間部門における公益通報者保護のための立法の事例として、2002 年サーベンス・オクスリー法をとりあげ、それぞれにつき解説を行う。

5.2 米国における公益通報制度の概要

5.2.1 公益通報者保護法（Whistleblower Protection Act）

5.2.1.1 公益通報者保護法（Whistleblower Protection Act）の法的性格

公益通報者保護法（Whistleblower Protection Act、以下 WPA）は、1978 年公務サービス改革法（Public Law No:95-454）、を改正・強化した法律であり、連邦法典の第 5 編 1213 章

に政府組織や職員に関する条文が記載されているほか、2302 章には、禁止されている人事行為について規定されている。

5.2.1.2 連邦法典第 5 編 1213 章「法令違反、重大な管理不備、および関連事項の開示に関連した規定」の適用範囲

同規定の適用範囲は、被用者、元被用者および採用志願者により開示された情報で、開示が法律で禁止されていない情報、および国防や外交上の理由から行政機関により機密保持の対象とされていない情報、または、特別顧問局(U.S. Office of Special Council、以下 OSC)あるいは当該行政機関の監察総監室、または当該行政機関の長により指名された他の被用者に対して開示された場合で、(A)法令や規則への違反または、(B)重大な管理不備、財政上の重大な浪費、権限濫用、公衆の健康や安全への具体的危険性に関して、事実であると信じるに足る、合理的な証拠のある情報としている(1213 章(a)(1)(2))。

当該情報が、開示が法律で禁止されている情報、および国防や外交上の理由から行政機関により機密保持の対象とされている情報である場合、OSC は当該情報を、国家安全保障問題担当、議会諜報委員会、下院の常任特別調査委員会(Permanent Select Committee on Intelligence of the House of Representative)および上院の特別諜報委員会(Select Committee on Intelligence of Senate)に伝達する(1213 章(j))。

5.2.1.3 開示先

第 5 編 1213 章では、具体的な開示先として、OSC あるいは当該行政機関の監察総監室(Inspector General of an agency)、または当該行政機関の長により指名された他の被用者が規定されており、その他外部に関する具体的な開示先は特に規定していない。

5.2.1.4 OSC が受付けた開示情報の取り扱い

以下に OSC に対して開示された情報の取扱いのフローを記述する。

- ① OSC により当該情報の再検討が実施された後、開示受付より 15 日以内に、開示された情報の発生の可能性の有無が決定される(1213 章(b))。
- ② 検討の結果、OSC が本格的調査の決定を行い、かつ、当該情報が、行政当局の被用者、元被用者、採用志願者から提供された場合、または被用者が得た情報が、被用者の職業上の義務と責任を遂行している過程で入手した

場合に限り、OSC は即時に当該決定に関する情報を適切な行政機関の長に伝達し、当該行政機関の長に対して、(A) 同情報および OSC から伝達された情報に関する捜査の実施、および(B) 情報が伝達された日より 60 日以内に、発見事項を説明する報告書の提出を要求する。ただし、提出期限は、OSC と書面における合意により、適宜延長されることがある(1213 章(c))。

③ OSC の要求に対する報告書は、(1)着手した捜査内容に関する要約、(2)捜査行為の記述、(3)捜査の過程で入手した証拠に関する要約、(4)法令や規制の違反または明白な違反のリスト、(5)捜査の結果とられた行動または行動計画の記述、をその内容に含んでいる必要があり、当該行政機関の長による査閲を受けたのちに提出されなければならない(1213 章(d))。

④ OSC は報告書の受領後、通報者に対して報告書の複写を伝達する。通報者は、複写を受領後 15 日以内に、OSC に対して意見書を提出する。また、OSC は報告書の査閲後、当該行政機関の長が合理的であり、報告書が法令上要求される要件を充足するものであるかに関する判断を行う。その後 OSC は、報告書、通報者の意見書、OSC の見解、を大統領および当該行政機関に対する法的権限を有する議会の委員会に対して提出する。なお、当該行政機関より指定された期限内に報告書が提出されない場合は、OSC は、当該行政機関長に対して伝達した情報に、当該行政機関長より報告書が未提出である旨を付記し、大統領および当該行政機関に対する法的権限を有する議会の委員会に対して提出することとなる(1213 章(e))。

⑤ 情報開示後、OSC での予備調査の結果、本格調査の決定をしなかった場合、OSC は、通報者の同意がある場合は当該情報に関連する行政機関にその旨を伝達する。当該行政機関の長は、情報伝達後然るべき機関のうちに、OSC に対して起こした行動とその行動の終了期限を文書にて報告しなければならない。

5.2.1.5 通報者の保護

通報者の身元は秘匿とされ、通報者の同意なしに開示されることはない。ただし、公共の安全衛生に対して緊急的な危険があるまたは違反行為の犯罪性が悪質であると OSC が判断した場合、OSC は通報者の身元を開示する権限をもつ(1213 章(h))。

5.2.1.6 不利益取扱からの保護

WPA では、通報者である職員に対し、違法行為や重大な管理不備などに関するあらゆる情報開示を理由として、被用者に「ネガティブな影響を与える人事行為」を行うことは禁止されている(2302 章(b)(8))。「ネガティブな影響を与える人事的行為」とは、任職や昇進、特別任務、移動、再任、復職、再雇用、パフォーマンスや給与、賞与に関する評価、教育や研修機会、精神医学的検査、義務や責任および勤務状況に関する重大な変化等に関して、通常の勤務の上で予想され得る状況から逸脱する、被用者に対する決定をいう(2302 章(b)(8))。

OSC では、通報用紙による通報を受け付けており、通報用紙に記載された情報をもとに、通報審査課の法務官や人事管理専門官が通報内容に関する予備的調査を実施し、本格的調査の実施の是非を審議する。通報用紙で要求される記載項目は以下の通りである。

通報者の情報(氏名、連絡先) 当該政府機関の情報(氏名、住所) 違反行為に責任のある職員の情報(氏名) 公益通報で開示された情報の内容 情報開示の手続きに関する詳細(手段、日時等) 報復的行為が情報開示を理由としていることの合理的な理由の詳細 希望する救済措置
--

予備的調査の結果、本格的調査が必要であると判断した場合、OSC は、通報者に本格的調査の実施の決定について通知し、調査訴追部が調査を実施することとなる。OSC は、強制調査権限を持ち、政府機関や職員は、OSC の調査にはすべて協力することが義務化されている⁵⁰。OSC の調査の間は、通報者に対して 60 日ごとに経過報告書が送付されるほか、調査の打ち切りが決まった際も通報者に通知される。

⁵⁰奥山『前掲書』p130.

5.2.1.7 不利益取扱に対する罰則等

OSC の調査の結果、報復的な人事が違法であると認識された場合、人事権者に対して免職、降格、停職、戒告などの懲戒処分の実施を、その行政機関に要求することがあるが、犯罪行為ではないため、懲役や禁固刑等はない。ただし、1,000ドル以下の制裁金を科す処分を設置している。

OSC が公式に救済措置を要求したにもかかわらず、当該要求が実施されない場合は、OSC は、当該行政機関に対する訴訟を提起する権利を有している。OSC による訴訟の第一審は、連邦職員の処分の適合に関する審判権限を持つ、メリット・システム保護委員会 (Merit Systems Protection Board、以下 MSPB) の行政審判官の前で行われる。

5.2.1.8 WPA 利用状況

1 年間に OSC 内の通報審査課 (Complaints Examining Unit) に寄せられる、公益通報への報復的行為に関する通報件数は、500 から 800 件であり、うち 200 件前後に対して、本格調査を実施している。その他の不当人事を含めると、全体では 1,000 件を超過する通報が審査課に寄せられ、そのうち 300 件が本格的調査の対象となっている⁵¹。

5.2.1.9 OSC の組織および役割

WPA では、公益通報者である政府職員に対する報復行為の調査および摘発を最大の任務とする、通報者保護の専門機関として OSC を設置している。また、報復的な不利益取り扱いの取り締まりのみでなく、直接公益通報を受け付けている。OSC の設置は、連邦法典第 5 編 1212 章にて規定されており、大統領に指名され上院の承認により決定された特別顧問を頂点とする、大統領直属の独立調査機関であり、公務改革法、公益通報者保護法、ハッチ法 (The Hatch Act)⁵² に関する強制調査権、訴追権限をもつ⁵³。OSC は、通報者の保護以外にも、公益通報者保護法の周知のためのキャンペーンやプログラムの実施や政府機関のコンプライアンス意識向上プログラムの提供などを行っている。2002 年 11 月、OSC は、公益通報者保護の制度や意義の周知徹底のための検定プログラムを発表した。

⁵¹ 奥山『同』、P169.

⁵² 1939 年に制定された、連邦職員、及び地方政府職員の政治活動への参加の制限に関する法律。

⁵³ OSC ウェブサイト(<http://www.osc.gov/>)

5.2.2 1986 年不正請求禁止法(False Claim Act)の法的性格

5.2.2.1 1986 年不正請求禁止法(False Claim Act)の法的性格

1986 年不正請求禁止法(False Claim Act、以下 FCA)は、米国政府 1863 年に連邦法の一部として制定された不正請求禁止法の改正法として制定された。同法では、政府との契約における不正を告発した場合、通報者が、不正行為者を相手に公費返還請求訴訟を提起し、勝訴した場合に損害賠償額の 10～30%を報奨とすることを規定としている。同様の趣旨の州法は、連邦法以外にもカリフォルニア、デラウェア、フロリダ、ハワイ、イリノイ、ルイジアナ、テネシー、テキサス、ワシントン DC などに見られる⁵⁴。

5.2.2.2 開示対象情報の範囲

連邦政府と契約を結んだ事業者等による、政府が所有または管理等を行う財産や金銭に関する、不正又は詐欺的な請求、支払、認可の存在、詐欺的な支払い請求または認可に関する不正な記録や既述の作成、共謀詐欺的行為、隠匿等の、政府との契約における不正行為を開示対象情報としている(3730 章(a))。

5.2.2.3 開示手順

- ① 開示資格は、違法行為を知る市民および政府がもつ(3730 章(a)(b))。FCA における情報開示手段は、民事訴訟であり、通報者は実名を訴状に記入する必要がある。
- ② 開示先は原則的に法務長官としている。法務長官は、違反に対する迅速な調査の責任を負い、違反を認めた場合は、違反者に対して民事訴訟を提起することができる(3730 章(a))。また、訴状または物理的な証拠および情報の開示資料を個人が所有している場合は、訴状や証拠類は被告に送付されず、政府、司法長官、連邦地方検事に対して提出を行い、最低 60 日は秘密とされることとなる。原告は、提訴について第三者や被告に伝えることを禁止されている。この期間に政府は訴状に関する独自調査を被害にあった政府機関に対して委託し、政府自身が訴訟に加わるか否かに関する決定を行う(3730 章(b))。

⁵⁴ 白石賢(2002)「公益通報制度の体系的立法化に向けての一考察 内部告発者保護から公益通報制度へ」『ジュリスト 1234』p96.

- ③ 政府による決定の後、裁判所は訴状を被告企業に送付し、実際の訴訟が開始されることとなる。
- ④ FCA の特徴として、金銭的インセンティブを設置し、不正に関する公益通報を奨励している点がある。金銭的インセンティブは、政府が勝訴の結果返還されることとなった損害賠償金および民事制裁金の 15%～25%とされており、詳細な金額は、通報者の功績を裁判所が判断し、決定されることとなる。また、政府が原告として参加しなかった訴訟の場合は、25%～30%の範囲で決定される(3730 章(d)(1)(2))。不正を知らながら米国政府への不正請求に関わったものは、政府が被った損害の 3 倍の金額と、5,000 ドル以上 1 万ドル以下の民事制裁金を政府に支払う義務がある(3739 章(a)(7))。ただし、自首をして政府の調査に完全に協力したものは、その義務を免れる(3739 章(a)(A)～(C))。

5.2.2.4 通報者保護の内容

FCA では、政府との契約に関する不正行為等に関して、使用者が民事訴訟を提起された場合、被告である使用者による、被用者の合法的な訴訟提起や調査機関への協力を理由とした解雇、降格、停職、脅迫、嫌がらせなどの不利益取り扱いを禁止している(3730 章(h))。このような取り扱いを受けた場合、被用者は適切な裁判所に訴訟を提起し、救済措置を求めることができる。

不利益取り扱いに対する救済措置として、使用者は、①被用者が差別的行為を受けてない場合に有していたと思料される地位と同等の地位への復帰、②期限経過給与の 2 倍の金額および利子の支払、③訴訟費用、合理的な弁護士費用および損害賠償の支払を行うことが強制される(3730 章(h))。

5.2.2.5 FCA 利用状況

FCA を含めたキイタム訴訟⁵⁵の提訴件数は、FCA が制定された翌年の 1987 年度に 32 件、1988 年度に 60 件、1989 年度に 95 件と増加し、1992 年度には 100 件を上回り、1994 年度には 222 件、1997 年度には 533 件となった。1990 年代後半からは、医療保険の不正受給に

⁵⁵ 個人が公共団体に対して業者の損害賠償責任を追及する訴訟のこと。

関する提訴が過半数を占めるようになり、2000 年度以降は、年間の提訴件数は 300 件台で推移している。1986 年以降の提訴の総件数は、2003 年度で 4,000 件を超過している⁵⁶。

不正請求に対する政府の回収金は、1985 年時点では年間 2,700 万ドルであったが、FCA 改正以降、年間 3 億ドルにまで上った⁵⁷。1986 年度から 2006 年度の間で、キイタム訴訟により 181 億ドルが政府に回収され、うち 17 億 9,000 万ドルが通報者への報奨金となった。また、2006 年度の政府の回収金総額は、14 億ドル、うち通報者への報奨金が 1 億 980 万ドルに上った⁵⁸。

5.2.2.6 法律専門家等の取り組み

米国では、FCA において、多額の金銭が報奨金として制度化されていることから、キイタム訴訟をビジネスとして専門的に扱う法律事務所が多数ある。ワシントン DC に所在するフィリップス&コーエン法律事務所(Phillips & Cohen LLP)は、キイタム訴訟における通報者の代理人を専門とする法律事務所のひとつであり、これまでに総額 20 億ドル以上を政府に返還させた実績がある⁵⁹。

また、キイタム訴訟を担当する法律事務所への支援を専門とする調査事務所もある。バウマン&レイザーグループ(Bauman & Rasor Group, Inc.)もそのひとつであり、政府内部で不正調査を担当していた国防総省の元調査官と元ジャーナリストが経営している。同事務所では、通報者の主張の分析、公益通報の支援、キイタム訴訟および情報開示の書面準備、政府および契約者との間の契約書の評価等の予備的調査の実施、司法当局による調査のモニタリングおよび評価等を専門的に請け負っている⁶⁰。

5.2.3 サーベンス・オックスリー法 806 条(Sarbanes-Oxley Act)の法的性格

5.2.3.1 サーベンス・オックスリー法 806 条(Sarbanes-Oxley Act)の法的性格

⁵⁶ 奥山『前掲書』, P139.

⁵⁷ Tom Devine, *Whistleblowing in the United States: The Gap between vision and lessons learned*, Richard Calland and Guy Dehn ed., Whistleblowing around the world: Law, Culture and Practice, London, 2004., p80.

⁵⁸ Phillips & Cohen LLP ウェブサイト
(http://www.phillipsandcohen.com/CM/FalseClaimsAct/quisat_f.asp)

⁵⁹ Phillips & Cohen LLP ウェブサイト, 同上.

⁶⁰ Bauman & Rasor Group, Inc. ウェブサイト(<http://www.quitam.com/>)

サーベンス・オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act、以下 SOX 法) は、投資家保護のための企業会計・財務諸表の信頼性確保を目指した、財務プロセスの厳格化および立法化を目的に、2002 年 7 月に設置された。同法は、第 11 章 69 の条文からなり、監査の独立性、コーポレート・ガバナンス、情報開示、内部統制の有効性等さまざまな規定がある。公益通報者保護条項に関しては、同法 806 条「不正行為に関する証拠を提供した株式公開企業の従業員の保護」に規定している。

米国では、このように個別法律に「通報者公益通報者保護条項」を盛りこむことで、不利益取り扱いからの通報者の保護といった労働法制上だけではなく、公益通報のもつ、個別法令または一般法令違反の是正機能を重視し、間接的に促進するような法設計がされている。

5.2.3.2 保護の対象となる通報者の範囲

1934 年証券取引法第 12 条に基づき登録証券を保有する企業、または 1934 年証券取引所法第 15 条(d)に基づく報告が義務付けられている企業または当該企業の執行役が、通報者、請負業者、下請業者もしくは代理人に対して、合法的な情報提供その他の捜査協力をしたことを理由として、職業上の差別、降格、停職、脅迫、嫌がらせなどその他の差別的行為を行うことを禁止している(806 条(a))。

5.2.3.3 開示対象情報の範囲

投資家保護もしくはコーポレート・ガバナンスの促進を目的とした、証券取引関連法であるため、開示対象情報は、投資家の利益を損なう行為、すなわち、郵便・通信・銀行・証券の詐欺行為を禁じる連邦刑法 18 章、1341 条、1343 条、1344 条、1348 条、SEC 規則、または株主の不正手段に係る連邦法の規定に違反すると、従業員が合理的に信じることができる不正行為としている(806 条(a)(1))。

5.2.3.4 不正行為に関する情報の開示先

SOX 法 806 条「不正行為に関する証拠を提供した株式公開企業の従業員の保護」は、企業会計・財務諸表の信頼性の向上を目的とした証券取引関連法規であるため、開示対象情報は、連邦刑法、SEC 規則もしくは連邦法の詐欺行為または不正手段に係る法令等の違反等であり、情報開示は、投資家の保護ないしコーポレート・ガバナンスを目的とした行為であるとされている。そのため、情報の開示先としては、原則的には、連邦司法または警察当局等の、捜査担当当局とされている。

5.2.3.5 通報者保護の内容

SOX 法 806 条においては、通報者は、通報や法執行機関等の調査機関による調査に協力した等を理由とした差別的な行為から救済される権利を有している(806 条(c))。OHSA は、この差別的な行為の具体的事例として、解雇、一時解雇、ブラックリストへの掲載、降格、残業・昇格の拒否、懲罰、福利厚生拒否、雇用・再雇用の拒否、脅迫、昇格に影響がある配置転換、給与・勤務時間の削減を挙げている⁶¹。

5.2.3.6 OHSA への不利益取り扱いに対する申立て

OHSA は、1971 年 4 月、職業安全衛生法に基づき、労働省内に設置された。OHSA による公益通報者保護は、当初は労働者の安全衛生に関する逸脱行為を OHSA に通報する労働者の保護が、目的であった。その後、1980 年代に水質汚染管理法上の公益通報に関する条項の執行が OHSA に委ねられたのを皮切りに、個別法の目的の実現に貢献する公益通報者を保護するための規定に関する執行権限を有することとなった。

SOX 法 806 条は、個別法令における公益通報者に関する保護規定であるため、不正に関する情報提供その他の捜査補助の機関としては、連邦司法又は警察当局、国会議員又は議会委員会委員を、その他の従業員に対し監督権を行使できる機関としている(806 条(a)(1))。

また、公益通報に対する報復的措置による被害に関しては、通常の労働法典上の救済措置が適用される。そのため、通報を理由とした報復的措置を受けたと確信する通報者もしくはその代理人は、労働長官に対して不服を申し立てることができる。ただし、不服に対する申立ては、申立人が報告行為を認識した時点から 90 日以内に実施することが義務化されている(806 条(1)(b)(A))。

不利益取り扱いに対する不服申し立ては、書面にて行われる。当該書面は専用のフォームはないが、記載を要求される事項は以下の通りである。

- | |
|---|
| 申立人もしくは代理人に関する情報(氏名、住所、電話番号)
被申立人である会社または個人に関する情報(氏名、住所)
違反の 4 つの要素(下記)を主張するために合理的な詳細事項
⑥ 申立人が公益通報を実施した
⑦ 使用者または被通報者が、
⑧ 申立人による公益開示行為を実際あるいは推定的に認識していた |
|---|

⁶¹ OHSA, *Fact Sheet Filing Whistleblower Complaints under the Sarbanes-Oxley Act*.

- ⑨ 通報者が人事面で不利的取り扱いを受けた、または不利益取り扱いが公益通報を理由としていると推測できる

OHSA では、労働長官への申立て受理後、調査実施の是非を判断し、調査の実施を決定した場合は、労働法典上の規定に則った調査を実施する。調査の結果、不服申立人の報復的措置に関する主張が裏付けられ、和解が成立しない場合は、OHSA は被申立人に対し損害回復に関する命令を出す。OHSA による調査結果と命令の発表後、当事者は、労働省の行政法判事の前での本格的審理の開廷を要求する権利を有しており、さらに行政法判事の決定と命令は、労働省の行政審査員会に対して行使する権利を有している。ただし、30 日以内にどちらの当事者からも控訴がない限り、OHSA の調査結果および命令は、労働長官の最終命令となる⁶²。

また、労働長官が申立てに対して 180 日以内に最終結論を出さず、その遅延が通報者の悪意によるものでない限り、通報者は、新たに適切な連邦地方裁判所に対して提訴をする権利を有している(806 条(1)(b)(B))。

5.2.3.7 罰則等

SOX 法 806 条では、公益通報を理由とした不利益取り扱いに関し、通報者は救済措置を受ける権利を有している。OHSA への申立および連邦地方裁判所の結果、申立人が勝訴した場合、被申立人は申立人の損害および原状回復のための救済措置を実施することが強制される。原状回復措置としては、①申立人が差別的行為を受けてない場合に有していたであろう地位と同等の地位への復帰、②利子を含む期限経過給与の支払、③訴訟費用、専門家の証言費用および合理的な弁護士費用等、差別的行為の結果発生した特定の損害に対する補償が含まれる(806 条(c)(2)(A)～(C))。

また、SOX 法 1107 条では、犯罪行為又は犯罪と見受けられる行為について、捜査当局の情報提供を実施した場合、いかなる個人に対しても合法的雇用の妨害や生活の妨害などの悪意ある行為を与えて報復することを禁止しており、これに対する罰則として、罰金および 10 年以下の禁固刑が含まれている(1107 条(e))。

⁶² OHSA, *Fact Sheet Filing Whistleblower Complaints under the Sarbanes-Oxley Act*.

5.2.3.8 SOX 法 806 条利用状況

SOX 法 806 条に従った公益通報を理由とした不利益取り扱いに関して、OHSA が受理した訴えは、2002 年 7 月末の施行から半年余で 50 件に達した⁶³。

なお、2001 年 9 月末から 2002 年 9 月末までの 1 年間に OHSA が受理した訴えの総件数は 1,812 件であり、うち職業安全衛生法が 1,317 件、陸上交通法が 288 件、エネルギー再編法が 64 件、環境保護関連六法が 58 件、航空改革法が 80 件、アスベスト危害緊急対応法と国際コンテナ安全法が計 5 件であった⁶⁴。

5.3 NGO の取り組み

米国では、内部通報者の保護を専門的に扱う NGO 団体が複数存在し、それぞれの得意分野において内部通報者の保護と行政や社会への問題提起を行っている。

政府に説明責任を求める会(The Government Accountability Project、以下 GAP)は、そのうちのひとつである。GAP は、1977 年、内部通報に関する国内会議において発足した。GAP は、元々政府機関における内部通報者に対する支援と仲介の提供を設置目的としていたが、1978 年以降、内部通報者が自由に発言できる権利の立法化を目的としたキャンペーンを展開している。2003 年、GAP は企業の説明責任および国際金融機関の説明責任に関するキャンペーンを実施した。現在では、SOX 法 806 条等の個別立法における内部通報規定も含めた法制度を利用する内部通報者全般に対して、広く支援と専門家との提供を行っている。

GAP では、法科大学生のインターン受け入れを行っており、内部通報者の支援の多くは、インターンが担当している。GAP のミッションは、①内部通報者の報復的行為からの保護、②効率的なキャンペーンの実施、③内部通報者が自由に発言できる権利の立法化、④内部通報に関する調査実施および出版物の発行、メディアや会議での発表、としている。

GAP では、1978 年以来、1,000 人以上の内部通報者の代理人を担当したほか、1,000 人の法律相談を受け付けてきた。GAP の年間予算は 1,700 万ドルであるが、その 65%は 30 の米国基金の拠出、20%は 8,000 人の個人提供者、15%は政府や企業に対する内部通報事件で勝訴した通報者からの訴訟費用である⁶⁵。

⁶³ 奥山『前掲書』, p156.

⁶⁴ 奥山『前掲書』, p177.。

⁶⁵ GAP ウェブサイト(www.whistleblower.org)

行政機関における公益通報者支援のための NPO 団体としては、全国公益通報センター (National Whistleblower Center、以下 NWC) を例としてあげることができる。NWC は、1988 年に内部通報者の環境保護、核の安全、政府および企業の説明責任に関する内部通報者の保護を目的に設置された。NWC の職員は、FBI やその他の捜査機関で調査員の経験を持つものやキイタム訴訟を専門的に扱う弁護士等の専門家からなり、加えて NWC の理事会メンバーは、環境保護団体の責任者や環境保護政策のアナリストなどからなり、内部通報者に対して、法的側面のみならずその他の個別立法にかかわる専門的な見地からの助言や支援を行うことが可能な体制となっている。NWC でも GAP 同様に、法科大学生のインターンの受け入れを行っている。NWC では幅広い人脈を活用し、公益通報者の保護に取り組んでいるが、特に連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation) に対する公益通報者支援の実績をあげている⁶⁶。

⁶⁶ NWC ウェブサイト (http://www.whistleblowers.org/html/about_nwc1.html)

6 韓国における内部通報制度：腐敗防止法

6.1 韓国における制度導入の経緯

- ・ 1960 年代 公務員による金銭的腐敗が根深い問題として表面化した。
- ・ 1993 年 金融実務の効率性および透明性の向上と公平な課税のために機能を目して、「実名での金融取引システム」(The Real Name Financial Transaction System)が導入された。
- ・ 1998 年 行政規制基本法を採択した。
- ・ 1999 年 公職者倫理法を採択した。
- ・ 2000 年末 韓国政府は、選挙の健全化等の汚職収賄禍の一掃のための包括的かつ体系的な法規制の確立および検察庁や監査院とは独立した、腐敗防止のための調査機関の設置に関する合意に至った。
- ・ 2001 年 腐敗防止法およびマネーロンダリング防止法を採択
- ・ 2002 年 1 月 国家清廉委員会 (Korea Independent Commission Against Corruption, KICAC)を設置した。

6.2 国家清廉委員会 (Korea Independent Commission Against Corruption)

2002 年に設置された国家清廉委員会 (Korea Independent Commission Against Corruption、以下 KICAC) は、大統領の管轄下に設立された政府の独立機関であり、腐敗防止のための政策立案、法制度の改正、機関設計、腐敗情報の開示、腐敗のリスクに対する注意喚起の実施等を主な目的としている。同委員会の主要な機能は、以下の通りである。

- ① 国家腐敗防止イニシアチブの調整
- ② 法的および制度的なフレームワークの推進
- ③ 腐敗に関する通報の対応
- ④ 公益通報者に対する保護と報奨
- ⑤ 腐敗問題に対する国民意識の向上化
- ⑥ 社会の他の部門との連携
- ⑦ 世界的な腐敗撲滅運動への参加

上記のように、同委員会は腐敗防止に対する事前予防機能(①、②、⑤、⑦)および事後統制機能(③、④、⑥)を併せもった機能を有している。同委員会の理事会は任期 3 年の 9 人の理事によって構成されており、うち 3 人は大統領から常任委員として任命されている。残りの 6 人は大統領

から任命もしくは指名される非常任委員であり、うち 3 人は国会の推薦を、あとの 3 人は大法院長の推薦を受けることで、各公共機関からの独立性を担保している。

KICAC 事務局には 172 人の正規職員を配置しており、同委員会の理事会に腐敗防止政策等を作成し、理事会の決定に準拠した行政業務を行う責任を持つ。同委員会は、腐敗に関する調査権限および懲罰権限は付与されていないが、同委員会への通報の処理プロセスとして、関係諸機関と連携の上、通報より 60 日以内に調査を終了し、調査終了より 10 日以内に調査結果を同委員会に報告することを規定することで、通報の調査および懲罰の確実な実施を促進している。

6.3 韓国腐敗防止法の概要

6.3.1 腐敗防止法の法的性格

腐敗防止法は、金大中政権である 2001 年に公務員における汚職や腐敗を防止し、効率的に規制することで公共・社会サービスの透明性の向上を目的として設置された。腐敗防止法の目的は国際商取引における収賄の防止に限定されるが、公務員の違法行為や収賄の対処については同法律の他に、韓国刑法、国家公務員法、公職者倫理法が部分的に規定を設けている。

6.3.2 保護の対象となる通報者の範囲

腐敗防止法では、公務員の汚職を防止するという見地から、公務員の汚職収賄に気づいた人々全てが保護の対象となる通報者とされている(第 25 条項)。また、公務員に対して、他の公務員の汚職行為、あるいは汚職行為の強制の存在を認知した場合は、監査院や調査機関に即刻通報することを義務化している(第 26 条項)。通報の内容は、「誠実の要件」(Good faith)によるものとし、虚偽の内容に関する通報は、保護の対象外としている(第 27 条)。

6.3.3 開示対象情報の範囲

腐敗防止法における開示対象情報は、公務員が職権濫用や法令違反により、自身または第三者に利益を図ること、および公共機関に財産的損害を与えることが、過去、現在において発現した、または将来発現が予期される行為を開示対象情報としている。

6.3.4 開示先の範囲と通報者保護の要件

6.3.4.1 基本的枠組み

腐敗防止法では、開示対象情報が公務員の汚職収賄と限定し、通報者の保護要件の確立および通報に対する報奨の設置により、汚職収賄に関する通報を奨励している。開示先に関しては、腐敗防止法では、KICAC が一括管理しており、事案に応じて適宜関係諸機関に開示されるとしている。KICAC および関係諸機関以外の開示先は同法では想定されていないため、その他の開示先に関する規定は存在しない。

6.3.4.2 KICAC および関係諸機関への開示

腐敗防止法では、汚職通報情報の開示先としては、原則的には KICAC に限定しており、KICAC にて同法上で開示対象とされる情報を一括して受け付けている。KICAC 内には、年中無休かつ 24 時間運営の汚職報告センターを設置し、同センターの訪問、郵送、ファクシミリ、インターネットを通じて、汚職または汚職の疑義のある行為の通報を受領することが可能な体制を整備している。また、同センターでは、情報提供者に対する通報の案内やカウンセリングサービスを提供している。カウンセリングサービスのためには、専門的カウンセラーやカウンセリング専用室、報告書および訴状保管室の設置等、情報提供者の匿名性や告発の機密性の保護を最大限に考慮した設備を設置し、ウェブサイト上で宣伝することで通報を促進している。

ただし、事案に応じて、KICAC から監査機関や検察機関における適切な捜査当局に調査が委託される場合は、当該調査担当機関に情報が開示されることとなる。いずれにしろ、KICAC および調査機関は、通報者の同意なしに通報者の秘匿性や機密性に係る情報を開示および示唆することは禁止されており、かかる行為が生じた場合、当該行為の行為者に KICAC は懲戒処分を要求することができる(第 33 条(1)) (施行令第 33 条)。

6.3.4.3 市民による調査要請

法令違反等の行為または汚職収賄への関与のために、公共機関による管理義務行為が、公共利益に著しい侵害を及ぼした場合、全ての 20 歳以上の市民に対して、監査院に対し一定程度の人数による署名および住所等が記載された請願書を提出し、調査を要請する権利を付与している。実際に調査が実施されるか否かの判断は、監査院上の国家監査要請審議委員会(National Audit and Inspection Request Deliberation Commission)における調査実施の是非に係る審議

により、要請の受領後 30 日以内に決定されることとなる。審議の結果、調査要請が正当でないと判断した場合は、10 日以内に要請者にその旨の連絡をすることとなっている。

また審議の結果、調査が必要であると判断された事案に関しては、原則的に 60 日以内に調査が実施され終了する。調査終了後 10 日以内に、監査院あるいは調査担当機関により、要請者に対して調査の結果が通知されることとなる。これらの市民による調査要請に必要な事項に対しては、腐敗防止法以外に、国会法、大法院法、憲法裁判所法、選挙管理院開放、監査院法が適用される(第 44 条)。

6.3.4.4 通報者保護の内容

腐敗防止法では、市および地方政府に対して、公務員の生活を保障し、義務の履行に専念できる態勢の整備に尽力し、報償や手当等を改善するための必要な対策を講じることを義務化している(第 9 条)。

また情報提供者は、所属集団から汚職行為の通報を理由とした労働条件における差別待遇を受けない権利を有している(第 32 条(1))。同委員会は、情報提供者に対してかかる行為があった場合、同行為の実施者に対して懲戒処分を要求することができる(第 32 条(9))。これにより、最高 1,000 万ウォンの罰金が科される(第 53 条(1))。

情報提供者は、本人や家族等に危険が及ぶと予想される場合は、KICAC に保護措置の実施を要求する権利を有している。同委員会は、管轄の警察署の責任者に、保護策の実施を要求し、かかる要求があった場合に管轄の警察署は、特定犯罪法(Specific Crimes Act)の通報者等の保護の施行令第 7 条で規定される条件の下、情報提供者等の保護の対策を迅速に実施することが義務化されている(第 2 条、第 3 条、施行令第 34 条)。

6.3.4.5 罰則等

腐敗防止法では、情報提供者に対する報奨の授与が奨励され、報奨金に関する規定が同法上に設置されている。かかる報奨のため KICAC では、汚職疑惑の解決に至る期間中の情報提供者の保護および報奨に対する専門管轄部署として、保護報奨部門を設置している。報奨としては、汚職の通報によって公的機関が経済的な損失を被らずに済んだ場合、あるいは公共の利益が向上した場合、資産価額の回復分または増大分の 2~10%として、最高 2 億ウォンの報奨金が規定されている(第 36 条(1)、施行令第 40 条、第 44 条)。また、通常公共機関が職務上知り得た機密を悪用し、金品を獲得した場合は、7 年以下の禁固刑または 5,000 万ウォン以下の罰金が科され

るが、汚職行為に関する内部通報によって当該通報者の犯罪が明らかになった場合に限り、罪状の減免の可能性を示すことで、報奨金以外のインセンティブとしている(第 35 条(1))。開示情報の正確性に関する罰則としては、情報提供者が通報内容の虚偽性を知りながら通報を行った場合は、1 年以上 10 年以下の禁固刑が科せられると規定している(第 49 条)

6.4 韓国における制度導入後の状況及び課題

6.4.1 腐敗防止法に関する統計

KICAC の 2005 年 3 月時点の統計によると、2004 年で腐敗防止法に関する通報は 76 件、処理件数は 92 件であった。96.7%(89 件)は国家清廉委員会によって処理された。また、76 件は、検察庁、監査院、国家警察庁などの関連捜査機関が調査を担当し、KICAC と連携機関との連絡率(調査委託件数/処理受付件数)は 82.5%であった。汚職通報の内訳は、公益通報者による届出が 37%(34 件)、外部の情報提供者による届出が 63%(57 件)であった。また通報された案件のうち、72%が汚職であると確認された。

公益通報者による届出における汚職の発見率は 74%で、外部の情報提供者による届出における発見率が 69.8%であった。加えて、公益通報により起訴された人数は 43 人、加算金および資産の回収総額が 1,346 億ウォンであることに對し、外部の情報提供者の情報により起訴された人数は 24 人、加算金および資産の回収総額は 17 億ウォンである。

6.4.2 政府による取り組み

腐敗防止法の施行以降、韓国政府は同法の運用を補助し、更なる汚職収賄を防止するための施策を導入している。汚職収賄それ自体を削減するための施策としては、法規制の改正をあげることができる。韓国政府は、政治資金と選挙運動における透明性および公正性を向上させる目的で、2003 年に証券取引法、2004 年に政治資金法、政治政党法および公職選挙及び選挙不正防止法を改正し、企業による政治家への資金の提供を禁止した。また、同改正により、政党は政治献金および献金者を開示することが義務化された。

また、KICAC の推奨により韓国政府は、現在民間部門も含む汚職収賄の罰則規定の強化および損失金の回収を軸とした改正を策案中である。

さらに韓国政府は、倫理的文化の浸透を目した公務員の倫理的ガイドラインとして、2003 年に「公務員のための行動規範」を策定した。これに基づき、韓国地方機関では、独自の行動規範を策定し、2004 年 11 月の時点で、431 の公的機関が採用しているといわれている。倫理的文化の浸

透を目した取り組みとして、顕著であるのが、2005 年 3 月に決議された腐敗防止と透明性に関する韓国協定 (Korean Pact on Anti-Corruption and Transparency, K-PACT) の決議である。K-PACT では、汚職収賄の排除のための企業と民間の協力の重要性について、政府、政治家、企業、市民社会の共通認識とする旨が宣言された。

7 参考資料

7.1 参考文献

Anna Myers, *Whistleblowing - The UK Experience*, Richard Calland and Guy Dehn ed., Whistleblowing around the world: Law, Culture and Practice, London, 2004., p118.

E.Sadler, K. Barac, *A study of the ethical ciwes offinal year South African accounting students, using vignettes as example*, Meditari Accountancy Research Vol. 13 No. 2, 2005.

KPMG Australia, *Fraud Survey 2004*, 2005.

Lala Camerer, 'Protecting whistle blowers in South Africa: The Protected Disclosures Act, no 26 of 2000', *Anti-Corruption Strategies*, Institute for Security Studies, Occasional Paper No 47 -

OHSa, *Fact Sheet Filing Whistleblower Complaints under the Sarbanes-Oxley Act*.

Parliament of Australia, *Whistleblowing in Australia- transparency, accountability but above all, the truth*, Feb. 2005.

Tom Devine, *Whistleblowing in the United States: The Gap between vision and lessons learned*, Richard Calland and Guy Dehn ed., Whistleblowing around the world: Law, Culture and Practice, London, 2004., p80.

浅岡美恵(2004)「あるべき公益通報者保護制度について」『自由と正義 2004 年 Vol.55』, 2004 年 4 月.

奥山俊宏『内部告発の力 公益通報者保護法は何を守るのか』現代人文社, 2004 年 4 月.

柏尾哲哉「英国における公益通報者保護の現状と課題」『自由と正義 2004 年 4 月号 Vol.55』, 2004 年 4 月, pp78-91.

白石賢(2002)「公益通報制度の体系的立法化に向けての一考察 内部告発者保護から公益通報制度へ」『ジュリスト 1234』p96.

松本恒雄(2004)「主要国の公益通報者保護制度」『世界の労働』日本 ILO 協会.
pp112-113.

同「主要国の公益通報者保護制度」『世界の労働』日本 ILO 協会, 2004 年 6 月.

タン・ミッシェル「豪州の内部通報者保護制度」社団法人商事法務研究会『公益通報者保護制度の運用状況に関する海外調査報告書』2003 年.

7.2 参考 URL

< 米国 >

Bauman & Rasor Group, Inc. ウェブサイト(<http://www.quitam.com/>)

Office of Special Council (OSC) ウェブサイト(<http://www.osc.gov/>)

Phillips & Cohen LLP ウェブサイト

(http://www.phillipsandcohen.com/CM/FalseClaimsAct/quisat_f.asp)

The Government Accountability Project (GAP) ウェブサイト (www.whistleblower.org)

The National Whistleblower Center (NWC) ウェブサイト

(http://www.whistleblowers.org/html/about_nwcl.html)

Legal Org.com ウェブサイト(<http://www.legalarchiver.org/soa.htm>)

< 英国 >

Public Concern at Work (PCaW) ウェブサイト(<http://www.pcaw.co.uk/>)

The Financial Services Authority (FSA) ウェブサイト

(http://www.fsa.gov.uk/Pages/Library/Other_publications/Staff/staff_handbook/wrong/whistleblowing/index.shtml)

< オーストラリア連邦 >

South Australia Whistleblowers Protection Act 1993

(www.legislation.gov.au/lz/c/a/whistleblowers%20protection%20act%20201993/current/1993.21.un.pdf/)

Standard Australia ウェブサイト(<http://www.standards.org.au/>)

Standard Australia ウェブサイト(<http://www.standards.org.au/>)

< ニュージーランド >

REVIEW OF THE OPERATION OF THE PROTECTED DISCLOSURES ACT 2000 REPORT
TO THE MINISTER OF STATE SERVICES

(<http://www.beehive.govt.nz/Documents/Files/ACFF62C.pdf>)

< 南アフリカ共和国 >

Lala Camerer, *Protecting whistle blowers in South Africa: The Protected Disclosures Act, no 26 of 2000*

Anti-Corruption Strategies, Institute for Security Studies Occasional Paper No 47 - 2001,

(<http://www.iss.co.za/Pubs/Papers/47/Paper47.html>)

National Anti-Corruption Forum ウェブサイト(<http://www.nacf.org.za/anti-corruption-summit.index.html>)

Open Democracy Advice Centre (ODCA) ウェブサイト

(<http://www.opendemocracy.org.za/about.htm>)

WorkInfo.Com ウェブサイト

新日本監査法人

 ERNST & YOUNG

(http://www.il.workinfo.com/free/Sub_for_legres/data/Disclosure/protected.htm)

< 韓国 >

KICAC ウェブサイト (http://www.kicac.go.kr/english/E_Index.jsp)